

中野区子ども・子育て支援事業計画第3期 策定に向けたグループディスカッション

令和6年(2024年)8月22日
第6期第4回子ども・子育て会議資料

中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

本日のグループディスカッションテーマ

- ①地域子ども・子育て支援事業における
利用に関する課題の洗い出し
(Ex.認知度が低い、利用手続きが煩雑、
予約が取りにくいなど)
- ②利用のしやすさ、改善に繋がる方策について

検討の視点

- ▶利用者の視点、地域で子育て支援活動をしている視点
から検討する

地域子ども・子育て支援事業 事業概要について

地域子ども・子育て支援事業 事業一覧

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
(子育てひろば事業)
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん訪問)
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る
地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
(子どもショートステイ)
- ⑦ 幼稚園における一時預かり事業
- ⑧-1 一時預かり事業
(一時保育、短期特例保育)
- ⑧-2 子育て短期支援事業
(トワイライトステイ)
- ⑧-2 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート事業)
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪-1 放課後児童健全育成事業
(学童クラブ)
- ⑪-2 キッズ・プラザ事業、
- ⑪-2 放課後子ども教室推進事業
- ⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用
事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 利用者支援事業（子育て支援課、すこやか福祉センター）

○子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【すこやか福祉センター】

子育ての相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っている。また、保険師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスなどにつなげている。

【区役所 子ども総合窓口】

保育所等の入園相談など各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに応じたサービスへつなげている。

※令和7年度より、中学校区に1館、基幹型児童館を配置し、本事業を開始する予定。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て広場事業）（育成活動推進課）

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言などの援助を行う事業。

【実施施設】

- ・ぴよぴよひろば ・集いの広場 ・いちごルーム ・子育てひろば「どんぐり」 ・すくすくクラブ
- ・ペンギン広場 ・にじいろルーム中野駅南口 ・パレット広場 ・子育てひろば ベアーズ
- ・児童館18館

計27施設（令和6年度現在）

③ 妊婦健康診査（子育て支援課）

○妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業。妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分）、妊婦超音波検査（1回分）、妊娠子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付し、歯科検診（1回分）の案内をしている。

妊婦健康診査については、里帰り出産など、都外や助産院当の受診票が使用できない医療機関等で受診した場合は、償還払いを実施している。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

（地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター））

○生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う事業。

区から委託を受けた訪問指導員やすこやか福祉センター職員が訪問し、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が相談・支援を継続し、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげる。

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）及び子ども・若者相談課）

（１）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業。乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問やヘルパー派遣を実施している。

（２）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施している。

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（子ども・若者相談課）

○保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う事業。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施している。また、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅（3歳から18歳未満）において、宿泊を伴う養育を行う事業を実施している。

⑦ 幼稚園における一時預かり事業（保育園・幼稚園課）

○通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業。

幼稚園型一時預かり事業を区内9園で実施しているほか、私立幼稚園13園で預かり保育を実施している。また、私立保育園への補助を行い、預かり保育を推進している。

⑧-1 一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）

（子育て支援課・育成活動推進課）

○小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が、仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や休養などの場合に、保護者に代わって日中の保育を保育施設等において行う事業。

一時保育専用室がある保育施設等において実施しているほか、区立保育園では、定員に空きがある場合にも一時保育を実施している。

また、保護者が病気などの場合に利用できる短期特例型の一時保育がある。

⑧-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） （子育て支援課、子ども・若者相談課）

（1）トワイライトステイ

保護者が仕事、病児などの理由により夜間の時間帯において、3歳から小学校6年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業。母子生活支援施設で実施している。

（2）ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）が会員になり、仕事や急な用事等で、保育施設、幼稚園、学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員同士が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

区では、中野区社会福祉協議会に委託して実施している。

⑨ 延長保育事業（保育園・幼稚園課）

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する事業。

認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業者等で実施している。認証保育所は全園で13時間保育を実施している。

また、保護者の急な残業等に対応した延長保育のスポット利用（1日単位）を実施している。

⑩ 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

○病児（回復期に至っていない）、病後児（回復期にある）を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業。

病児保育事業は病院1か所で実施しており、満1歳の子どもから利用できる。

病後児保育事業は保育施設及び乳児院の2か所で実施しており、生後6か月の子どもから利用できる。

さらに、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施している。

⑪-Ⅰ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（育成活動推進課）

○保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう援助する事業。小学校4年生から6年生は特別な支援が必要な児童を受け入れているが、キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、全ての小学生を対象に受け入れている。

⑪-2 キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業

(育成活動推進課)

○全ての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施している。

また、放課後や学校の休業日に小学校を活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施している。

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（保育園・幼稚園課）

○新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

新規参入事業に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や地域型保育事業の連携施設の斡旋等を実施する。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育園・幼稚園課）

○支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る事業。

事前に利用登録や 利用申請が**必要**な事業

- ⑥ 子育て短期支援事業
(子どもショートステイ)
- ⑦ 幼稚園における一時預かり事業
- ⑧-1 一時預かり事業
(一時保育、短期特例保育)
- ⑧-2 子育て短期支援事業
(トワイライトステイ)
- ⑧-2 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート事業)
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪-1 放課後児童健全育成事業
(学童クラブ)
- ⑪-2 キッズ・プラザ事業、
- ⑪-2 放課後子ども教室推進事業

事前に利用登録や 利用申請が**必要でない**事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
(子育てひろば事業)
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん訪問)
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る
地域ネットワーク機能強化事業
- ⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用
事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

グループディスカッション名簿

Aグループ	
氏名	(参考)区職員
○寺田会長	藤嶋課長
森委員	菅野課長
三次委員	大場課長
関委員	
大隅委員	

Bグループ	
氏名	(参考)区職員
○和泉副会長	青木課長
佐藤委員	分藤課長
中尾委員	河村課長
宮内委員	

Cグループ	
氏名	(参考)区職員
○萩原先生	高津課長
中野委員	鈴木課長
小田委員	河田課長
高橋委員	

○……ファシリテーター

進め方

- (1) グループごとに前スライド(P.2)①・②について検討 【30分】
- (2) 各グループ発表 【1グループ 3分程度】